

(別紙) オンライン形式による香川県認知症介護実践者研修の実施について

香川県認知症介護実践研修等実施機関指定要綱第3条第1項(8)に規定するオンライン形式による研修については、原則として、以下の内容を踏まえて実施すること。

1 実施要件

- (1) Web会議システム等を利用した双方向通信により、講師や受講者間でやりとりが可能であること。
- (2) 受託者は利用するWeb会議サービス(ソフトウェア)の有料ライセンスを取得すること。
- (3) 受講環境は、参加者が増加しても対応が可能となるよう、安定したシステムを受託者側で準備すること。

2 実施方法

- (1) 受講者に対して、通信環境の確認及びWeb会議システム等の接続・操作テストを事前に実施すること。なお、集合型研修において講師がライブ形式により講義を実施する場合も同様とする。
- (2) Webカメラ等により受講者及び受講態度等について確認すること。
- (3) 研修中は講師との連携を密にして、円滑な進行に努め、受講中の接続トラブル等にも対応すること。

3 その他留意事項

- ・オンライン研修を導入するにあたり、集合型研修と同等の質を担保すること。
- ・受講者の適切な事件修受講を担保するための不正防止対策を講じること。
- ・オンライン形式による研修と組み合わせて、演習形式での集合研修を実施するなど、適宜、受託者が必要と判断する方法においてより効果的に実施することは差し支えない。